○農林水産省告示第千四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡福智町弁城五六八の一、六〇二から六〇六まで、六〇八、六一二、六一五、一五六四の一、一〇の三・六〇一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

五六八の一・六〇一から六〇四まで・六〇六・六〇八・六一二・六一五（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山口県周南市大字鹿野上字大土地三六六の一

(一)　指定の目的　水源のかん養

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小渋川五九九の一〇から五九九の一二まで・六〇〇の二・六〇〇の六から六〇〇の八まで・六〇〇の一六から六〇〇の一九まで・七四九・七五一・一八三九・字入野谷六三二から六三四まで・八一六（以上十八筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び周南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字船生字宮内二八八二、二八八五、二八九七、二八九九、八一七九の一、八一八五、八一八六、八一八九の一、字坊ケ入山七四九一、七四九二、字出入口七九二一、字ミナサワ七九六〇の二、字屋敷沢七九七八、七九七九の二、字赤坂八〇〇六、八〇一九、八〇二一の一、八〇二二の二、字ノデクボ八〇二二の一、八〇二二の二、字ノ沢八〇二二の一、字富沢八〇二二、八〇二三、八二三三、字木ノ下入八二二六から八二三一まで、八二四四、八二四五の一、八二四五の二、八二四六の九、八二四六の一〇、八二四九から八二五三まで、八二六〇、八二六四から八二六八まで、字木ノ下裏八二六三、八二七四、八二七五、八二七八から八二八〇まで、字要害下八三二六の四、字油ノ入八三三九、字山口裏八四四八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字船生字持田沢八〇五二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県佐野市水木町字橋沢一三〇〇の六七、一三〇〇の六八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字年橋沢一三〇〇の六七（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字東房字松茸五九六、大字玉生字元浅間一九六五の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）